

大阪労働局無災害記録証授与内規にかかる記録の樹立申請について

大阪労働局では一定基準無事故無災害を続けられた事業場に対し、次のとおり無災害記録証を授与する内規があります。(昭和63年8月1日改正)

大阪労働局・無災害記録証授与内規

第1条 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条 この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号(林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業)若しくは第2号に掲げる業種(通信業を除く)(製造業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業)及び、卸・小売業、飲食店で常時おおむね10人以上の労働者を使用する事業場に適用する。

第3条 無災害記録は、署無災害記録及び局無災害記録の第1類から第5類までの6段階とする。

2 署無災害記録の日数は、別表第1のとおりとする。ただし、港湾荷役業については別表第2(略)の時間数とする。

3 第1類無災害記録は署無災害記録の3倍とし、第2類無災害記録は第1類無災害記録の5割増、第3類無災害記録は第2類無災害記録の5割増、第4類無災害記録は第3類無災害記録の5割増、第5類無災害記録は第4類無災害記録の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録日数が、1000日未満のものについては端数を50日単位に、また、1000日を超えるものについては端数を100日単位にそれぞれ切り上げるものとする。

なお、第2類無災害記録から第5類無災害記録までの無災害記録日数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録日数は、切り上げの端数処理を行う前の日数とする。

第4条 (省略)

第5条 無災害記録の日数は暦日数とし、時間数は延労働時間とする。

第6条 無災害記録は、業務上の災害が発生した日の翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における暦日数あるいは延べ労働時間数で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第7条 局無災害記録証の授与は、所轄署長の推薦により局長が行い、署無災害記録証については所轄署長が行うものとする。

以上のとおりとなっていますので、当該記録を樹立され記録証の授与の申請をされる事業場は右の樹立届に所要事項を記入のうえ、現場の所在地を管轄する労働基準監督署安全衛生課まで申請して下さい。なお、記録証の授与は管内安全大会等の際に行われることになります。

承認書

無災害樹立届提出に伴い、下記期間中無災害であったことを承認いたします。

記

起算日 年 月 日

樹立日 年 月 日

令和 年 月 日

労働者代表 職名

氏名

印

別表第1

無災害記録日数早見表

無災害起算日	労災保険料率	署無災害日数	大阪労働局無災害記録日数				
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
57年12月 以前	6/1000未満	200日	600日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)
	6/1000以上 10/1000未満	150日	450日	700日 (675日)	1100日 (1013日)	1600日 (1520日)	2300日 (2280日)
	10/1000以上 18/1000未満	100日	300日	450日	700日 (675日)	1100日 (1013日)	1600日 (1520日)
	18/1000以上 37/1000未満	90日	300日 (270日)	450日 (405日)	650日 (608日)	950日 (912日)	1400日 (1368日)
	37/1000以上	80日	250日 (240日)	400日 (360日)	550日 (540日)	850日 (810日)	1300日 (1215日)
58年1月 63年7月	10/1000未満	300日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)	4600日 (4557日)
	10/1000以上 20/1000未満	250日	750日	1200日 (1125日)	1700日 (1688日)	2600日 (2532日)	3800日 (3798日)
	20/1000以上 30/1000未満	210日	650日 (630日)	950日 (945日)	1500日 (1418日)	2200日 (2127日)	3200日 (3191日)
	30/1000以上 50/1000未満	170日	550日 (510日)	800日 (765日)	1200日 (1148日)	1800日 (1722日)	2600日 (2583日)
	50/1000以上	130日	400日 (390日)	600日 (585日)	900日 (878日)	1400日 (1317日)	2000日 (1976日)
63年8月 以降	6/1000未満	400日	1200日	1800日	2700日	4100日 (4050日)	6100日 (6075日)
	6/1000以上 10/1000未満	300日	900日	1400日 (1350日)	2100日 (2025日)	3100日 (3038日)	4600日 (4557日)
	10/1000以上 20/1000未満	250日	750日	1200日 (1125日)	1700日 (1688日)	2600日 (2532日)	3800日 (3798日)
	20/1000以上 30/1000未満	210日	650日 (630日)	950日 (945日)	1500日 (1418日)	2200日 (2127日)	3200日 (3191日)
	30/1000以上 50/1000未満	170日	550日 (510日)	800日 (765日)	1200日 (1148日)	1800日 (1722日)	2600日 (2583日)
	50/1000以上	130日	400日 (390日)	600日 (585日)	900日 (878日)	1400日 (1317日)	2000日 (1976日)

※（ ）内の日数は端数処理をする前の日数
 ※メリット制適用事業は、元の労災保険料率とする。